

重点方針専門調査会（第20回） 議 事 録

内閣府男女共同参画局

重点方針専門調査会（第20回）

議 事 次 第

日 時 令和元年5月21日（火）10:00～11:33
場 所 合同庁舎第8号館8階特別中会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・女性活躍加速のための重点方針2019（案）について

3. 閉 会

○佐藤会長 ただいまより、第20回「重点方針専門調査会」を始めさせていただきたいと思えます。

まず、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

○栗田総務課長 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございまして、その後に資料1としまして、女性活躍加速のための重点方針2019の骨子案がございまして。

それから、資料2で白河先生からの御意見。

資料3としまして、白波瀬先生からの御意見が配付されてございまして。

また、卓上配布資料としまして2種類。女性活躍加速のための重点方針2019（案）、卓上配布資料2としまして、今まで委員の皆様からいただいた意見を一覧にしたものを議論の御参考までに御用意してございまして。

以上です。

○佐藤会長

資料はよろしいですか。それでは、本日は、これまでの専門調査会での皆さんの御議論を踏まえて、「女性活躍加速のための重点方針2019（案）」を御用意いただいておりますので、それについて議論をいただければと思えます。

まず、重点方針2019（案）のうち、既に何度も御説明してはいますが、女性に対する暴力に関する部分については、「女性に対する暴力に関する専門調査会」で御検討いただいております。その検討状況について、杉田暴力対策推進室長より御報告をお願いできればと思えます。それをこの重点方針の中に入れるということになりますので、それでは、よろしくをお願いいたします。

○杉田暴対室長

暴力対策推進室長でございまして。

女性に対する暴力関係部分についての状況を御説明させていただきます。資料は1と卓上配布資料1をそれぞれ使いたいと思えます。暴力関係部分でございまして、資料1の3ページ目でございます。暴力調査会はこれまでに2回調査審議をやりまして、そこでいただいた意見をおおむねこちらに反映させていただいている状況でございます。前回の重点方針との違いでございまして、3つ大きな状況変化がございました。

1つは1ポツの2段落目以降に書いてあるところでございまして、野田市の児童虐待の事案が発生いたしまして、児童虐待との関連性について記述を盛り込んだというところでございまして。それから、今年2月でございまして、片山大臣の下にDV被害者支援のための民間シェルターの支援のあり方につきまして私的懇談会を設けたということで、今はその報告書がほぼまとまりつつあるのですけれども、そういったところの動きも記述させていただいております。その関連でございまして、DV加害者の更生、加害者対応についても記述を盛り込ませていただいているところでございまして。

柱立てといたしまして、（1）から（5）ということで、性暴力、セクハラ、DV、スト

ーカー、基盤づくりという形になってございます。

具体的な中身につきましては、卓上配布資料1の3ページ目以降でございます。3ページの(1)に性暴力の関係の記述が書かれてございます。少し議論を紹介いたしますと、(1)の①でございますが、平成29年度から施行されております改正刑法の性暴力・性犯罪の厳罰化について、3年後見直し検討という附則が盛り込まれたところでございます。そういったこともございまして、今年度は3年目に入るということで、その具体化を求める意見、法改正を含めた総合的な施策検討に資するよう、引き続き調査研究を実施するとともに、その結果を踏まえた必要な対応を行うというような形になってございます。

それから、②でございますが、ワンストップ支援センターの拡充の関係でございます。ワンストップ支援センターにつきましては、第4次基本計画上、平成32年までに全都道府県設置という目標だったのですけれども、昨年度は前倒しで実現をしたということ踏まえまして、今後は設置促進から、運営の安定化、質の向上というところに重点的に取り組んでいこうという形になってございます。具体的には、窓口の24時間対応化、拠点となる病院の整備促進、あるいは全都道府県に設置が終わったということで、共通ダイヤル化など、そういったところの問題提起もなされていたところでございます。

③でございますが、今般の野田市の事案を受けまして、児童虐待対策との連携ということで、ワンストップ支援センターにおける性虐待に関する研修の強化、あるいは児童相談所との連携の好事例を集め、全国に共有するというような内容も書かせていただいております。

(2)がセクハラ対策、(3)がDV対策でございます。先ほど申し上げましたが、野田市の事案を受けまして、児童虐待対応との連携強化ということで、ここは前回と比べまして相当手厚く記述がなされているところでございます。委員からの御意見の中では、野田市の事案の背景にありますけれども、自治体間での情報共有を求める意見、あるいは個人情報保護との関連性でもそういった情報共有の充実を求める意見などがありました。被害者は非常に多様な状況にございます。その分ニーズも多様でございますので、そういったところに対応できるようなきめ細やかな対応を求める意見も委員から出されたところでございます。

6ページ以降で具体的な内容が書かれております。DV対策協議会の活用だったりとか、要保護児童対策連絡協議会との接続の話だったりとか、あるいはDV対応機関、児童虐待対応機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、ガイドラインの策定の検討、研修の充実、国民向けの広報啓発ということで、なくす運動の活動等について触れているところでございます。

②の民間シェルターのところでございますが、先ほど少し申し上げましたが、片山大臣の下に私的懇談会を設けて検討を行っており、報告書の取りまとめ作業が進行中であるというものでございます。民間シェルターでございますが、民間部門の熱意により支えられている部分が多く、これまで公的な支援は余りなかったのですけれども、それではなかな

か限界にあるということで、今後、実態や課題の把握を行うとともに、先進的な取組、パイロットプロジェクトという言葉が大臣は使っているのですけれども、そういったものを試行的に実施し、調査研究を進めていくという内容のものでございます。

③は加害者更生でございます。これも今回の児童虐待あるいは民間シェルター検討会の報告書の中でも出てくるものであります。加害者更生プログラムの実施基準と7ページ目の頭に書いております。そういった実施基準等の作成にも取り組む、検討するという内容になってございます。

(4)がストーカー対策、(5)が基盤づくりという内容になってございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

「女性に対する暴力に関する専門調査会」は一応、最終回が今回で終わっていて、会長にその議論を一任という状態で、そういう意味ではもうほぼ最終案はまとまっているということのようです。それを踏まえてここに入っているということです。

何か追加でありますか。

○辻村委員 一言だけよろしいでしょうか。7ページでございます。

④に婦人保護事業の見直しの検討という項目があります。これは以前から厚労省ヒアリングなどでも指摘してきましたが、婦人保護事業という概念自体が旧売春防止法上の概念で、今日、困難な問題を抱える女性というように広く使うには、必ずしも適切ではない用法ではないか。この3行目に「婦人保護事業の運用面における改善」というように、わざわざ運用だけに限定して書いてあるのですが、専門調査会では何度も複数の委員から、名称の変更を念頭に置いてやってくださいということをお願いして、厚労省のほうも、もちろん見直しというのはそれも入っているのものであるということでした。とすると、ここでわざわざ「運用面における」と限定せず、括弧で「名称の変更を含む」と書いたらどうかと思っているのです。調査会でこれまで何度かそこにこだわって発言をしてきましたので、名称の変更を含むという意味であるということを確認していただければありがたいと思います。

○佐藤会長 そういうことも踏まえて小西会長に一任という形で取りまとめて、ほぼこれでまとまっているということだろうと思います。

そういうことですので、この2019に入れる部分はそちらの検討にお任せするということですね。これでよろしいでしょうか。

○辻村委員 あと、セクハラのところは(P)がついているままですが。

○佐藤会長 それは法律が今議論されているので、国会にかかっているということでそうなっています。

それでは、御了解をいただいたということで、ありがとうございます。

続きまして、女性に対する暴力に関する部分以外になりますけれども、重点方針2019(案)について、栗田総務課長から御説明をいただきます。「はじめに」で触れている部分はこ

ここで議論するということになります。では、よろしく申し上げます。

○栗田総務課長 卓上資料1を基に御説明をさせていただきます。

まず、今回、御用意いたしました重点方針2019（案）でございますが、4月16日と24日に先生方にヒアリングをしていただいたものと、あと、いただいた御意見と、各省とのやりとりなどを踏まえて記載をさせていただきました。

前回、4月24日の専門調査会の際、「はじめに」の部分について、私は説明で、代表的な具体策まで書き込んだ形で、全体の概要版のような形にできればと申し上げたと思うのですが、その後、いろいろ議論をいたしまして、3ページ目以降で二重に書き込むこととなりますので、本文との整合性が分かりづらくなるのではないかと。そのような議論がいろいろございまして、「はじめに」のところでは、具体策ではなくて、基本的な考え方を書くという形で整理をするということで、今回、整理をし直させていただきます。最初にお断りをさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

「はじめに」でございますが、まず、1ページ目、最初のパラグラフは重点方針の位置づけについて触れまして、2パラにつきましてはこの6年の取組について、その次のパラグラフでどのような成果が上がったかというようなところに触れて、その次のパラグラフではまだ課題がありますというところに触れております。

その後、大臣のスタンスペーパー、3本柱に沿いまして御紹介をしております、女性の健康寿命等いろいろなものを紹介しながら、人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択ができる社会の構築を目指していますという1つ目の柱について触れてございます。

また、1ページ目の一番下からのパラグラフにおきましては、女性に対する暴力の根絶について重要ですということを改めて触れてございます。

2ページ目の「さらに」から始まる所につきましては、女性活躍が生産性向上や経済成長・地方創生の切り札となるというところ。また、科学技術・学術分野における人材育成とカリキュラム教育の強化等も含めて、取組を進めていきますということを書いてございます。

3ページ目以降は、先ほど杉田室長のほうから報告があったところでございますので、私のほうからは割愛させていただきます、8ページ目にお移りいただきまして、「2.生涯を通じた女性の健康支援の強化」でございます。これは具体策の前に考え方に触れてございまして、女性が健康だということは、女性活躍の基盤である。生涯出生数の減少に伴う月経回数が増えたり、いろいろな健康にかかわる問題が変化してきていて、ヘルスリテラシーの向上が重要であるということ、それから、心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという特性があるので、そういった課題に応じた支援策を通じて、生涯にわたって健康に生活できるように取り組む必要があるという考え方を書いてございます。

その後、これはどの項目も同じですけれども、カッコ書きやマル印で書いてあるのが具

体的な項目でございますが、具体的な項目としては、①として健康増進に向けた、例えばがん検診等のさらなる普及、9ページ目のほうに行きますと、②では骨粗鬆症検診の質の向上に資する研究などの政策を紹介してございます。③は企業による取組、(2)としましてスポーツを通じた女性の健康増進などについて記載してございます。

「3. 困難を抱える女性への支援」でございますが、こちらにつきましては、10ページ目のほうにお移りいただきまして、貧困等生活上の困難への対応とか、貧困等を防止するための取組とともに、社会的なつながりを回復させていくための取組が大変重要であるということに触れさせていただいております。例えば非正規雇用労働者やひとり親、高齢単身女性といった方々への取組が必要というところに加えまして、予期せぬ妊娠などによって不安を抱えた若年妊婦等への支援などについても重要であることに触れてございます。

具体的な項目でございますが、(1)では様々な困難を抱える女性が活動しているNPO等の先進的な取組に対する支援策を講じ、好事例の展開を図りたいという取組を冒頭に御紹介してございます。

(2)のひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進につきましては、11ページ目で、養育費の履行の確保に向けた法制に係る周知などについて触れてございます。

11ページ目の(3)でございますが、こちらは前回の専門調査会で御紹介しました骨子には入っておらなかったのですが、関係省庁と相談の上、目次に追加をさせていただきました。予期せぬ妊娠などによって不安を抱えた若年妊婦等への支援といったものを入れてございます。

(4)ではひきこもりについての実態の周知といったものを盛り込んでございます。

12ページにお移りいただきまして、あらゆる分野における女性の活躍というところでございますが、こちらは地方創生における女性活躍の推進を最初に使ってございます。特に進学や就職を契機として、東京圏へ転入してくる方は女性に顕著であるということでございますので、女性によって魅力的な地域づくりということを通じまして、女性が活躍できる地域社会の構築をしたい。これが地方創生実現の鍵となりますということで、考え方を述べてございます。

基本的な施策としましては、①の地域女性活躍推進交付金を効果的に活用していくという取組や、②では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、女性にとって魅力的なまちづくりに向けた取組を盛り込んでいくこと、③では自治体・町内会と地域に根差した組織・団体の女性の活躍の推進といったことを取り上げてございます。

13ページでは、農林水産分野における女性活躍の促進について記載してございます。

「2. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進」では、女性活躍推進法は施行後3年の見直しをしております、現在、参議院で審議中でございます。その見直しを通じたさらなる取組の推進を行っていくことが大事だということに記載してございます。

次のパラグラフでは、人生100年時代を見据えまして、一人一人の職業能力の開発向上を

支援することが大事だということを述べてございまして、最後のパラグラフでは、健康を確保して、また、効率的に働くことができる環境を整備するということが必要であるということで、この分野の考え方を整理してございます。

具体的な項目としましては、冒頭に申し上げました女活法施行後3年の見直しを通じた取組の推進。まだ国会審議中でございますので、(P)と印をつけてございます。

14ページ目では、女性活躍情報の「見える化」の深化について触れてございます。

その次に、働き方関連法の円滑な施行に向けた取組の推進や、フリーランスや副業・兼業などといった柔軟な働き方について、15ページまでかけて記載してございます。その後、非正規雇用労働者の待遇改善について、ページの後段のほうでは、ワーク・ライフ・バランスに関して、各種調達を通じた取組、16ページ目にお移りいただきまして、ワーク・ライフ・バランスの調査、セミナー等の実施。それから、公的分野、公務員における推進について記載をしてございます。

その次の(5)はテレワークについて触れてございまして、導入に向けた支援についての記載、また、公務員についてどのような取組をするかといったことを書いてございます。

17ページでは、国民運動の展開の重要性について記載してございます。

それから、(6)の中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現。大臣も子育てが一段落ついたアラフィフ世代の女性にどのように活躍していただくかということで問題意識を非常に強く持っておられるところでございますが、女性活躍推進のための学び直しとしまして、例えば学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組むといったことや、あと、3つ目のパラグラフですけれども、教育訓練給付金につきまして、離職後最大20年まで受給できるという制度改正がなされていますので、これをきちんと周知、広報をしていくことが重要だということなどに触れてございます。

次の18ページ目にかけて、就業ニーズにつきまして、子育てが一段落した女性の再就職等を地域女性活躍推進交付金も活用して支援をしていくこと、次のパラグラフでは、ハローワークできめ細やかな職業相談や職業紹介を実施していくといった取組を記載させていただいております。

③では、地域におけるジェンダー統計の作成・活用を通じて中高年女性の活躍を促進したいという記載を入れてございます。

「3. 男性の暮らし方・意識の変革」でございまして、こちらはまず、参画状況のデータを紹介しつつ、依然として家庭での責任は女性に偏っているという状況を述べてございます。5行目からですけれども、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児等へ参画しまして、社会生活と家庭生活の調和を図る、そういった社会の実現を目指すべきであるという考え方を述べてございます。

19ページに具体的な項目を入れてございますが、「男の産休」や男性育児休業等の取組の促進としまして企業の取組、②では国や地方公共団体の取組の促進、20ページにお移りいただきまして、男性の休暇取得に向けた意識の醸成、(2)としまして国民全体での機

運の醸成といったものについて触れてございます。

その次の「4. 政治分野における女性の参画拡大」につきましては、昨年法律が施行されましたので、環境の整備や意識啓発等、一層の取組推進が必要であるということで、政党等への情報提供や地方自治体における取組を促進していきましょうといった内容を記載してございます。

21ページは「5. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」です。政治分野につきましては昨年に法律ができたということで、特出しで前のページに記載してごさいますけれども、それ以外の分野について横断的に記載してごさいます。司法分野、(2)で行政分野、こちらにつきましては公務員における取組と、22ページ目にわたりまして治安、安全保障の分野、それから、消防分野についても具体的にどういうことをするのかを入れてごさいます。

また、22ページ目の下の医療分野でございしますが、こちらは医師の働き方改革、大変長時間労働の実態がございまして、家庭生活との両立が困難で、結果として女性医師の活躍が難しい状況にあるという問題意識はきちんと記載しております。そのための取組が必要ということでございします。

23ページ目で科学技術・学術分野についての記載をしてごさいます。理工系分野の進路選択やアプローチをきちんとしていただきたいという①の部分でございしますとか、女性研究者の活躍促進に向けた環境整備の重要性を②で述べてごさいます。

また、24ページにお移りいただきまして、企業における女性役員登用等に関する取組としまして、まず、①の上場企業向けの取組、②としまして女性役員候補者の育成、③としましてダイバーシティ経営の推進といったものを掲げてごさいます。

(6)は企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備ということで、まずは組織トップのコミットメントの拡大が非常に重要であるということをして述べ、25ページ目には分野ごとに書いてごさいます。それぞれ教育分野、スポーツ分野、運送分野、26ページに行っていただきまして海事産業分野、建設分野と続きます。最後の観光分野につきましては、今回、2019で新しく取り上げた分野でございします。

その後、女性の起業に関する支援についても記載をしてごさいます。

27ページ目では、国際的な協調及び貢献に向けた取組ということで、国際的な議論を国内に共有することを通じまして、意識啓発や機運醸成を図るということや、今年3月に日本で開催されました「国際女性会議WAW!」の開催などにつきまして、具体的な記載を入れてごさいます。

28ページ目にお移りいただきまして、基盤整備に関する分野でございしますが、まず、ジェンダー統計の充実に触れてごさいます。社会インフラ基盤の整備、社会制度や慣行といった制度面の基盤整備は極めて重要ですが、結果的に男女に中立的に機能しない場合があるということなので、ジェンダー統計を充実する必要があるという考え方を述べまして、その後ろに具体的な施策を書いてごさいます。

「2. 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進」につきましては、保育の待機児童数や介護の離職者数などのデータを御紹介しながら、保育士や介護福祉士といった人材確保が急務となっているという考え方に触れてございます。

29ページには具体的な施策としまして、幼児期の教育や保育、放課後児童クラブ等の量的拡充や質の向上に関する取組を行いますという点。ページの下段のほうには「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備等について触れてございます。

30ページは子供の事故防止や乳児用液体ミルクの普及について触れてございます。

その下の幼児教育・保育・高等教育につきましては、前回の骨子には入っておりませんでしたけれども、追加で記載を入れてございます。

「3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応」ですが、こちらは男女ともに固定的な性別役割分担にとらわれなくて、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身につけられるよう、基盤整備を充実する必要があるということ。あと、昨年度、一部の大学入学者選抜において、女子差別と言える取扱いがございましたので、そこについて触れております。具体的な施策としましては、学校教育段階からのキャリア形成に関する学びへの対応や、アンコンシャス・バイアスへの対応について触れてございます。

「4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備」でございますが、働く女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないように、制度等を整備していくことの重要性に触れてございます。また、平常時から災害時に備えた男女共同参画社会の実現に向けた検討が必要であるということに触れて、具体的な施策を32ページまでかけて書いてございます。

ヒアリングでお聞きいただきましたマイナンバーや旅券についての記載、あとは防災・復興の取組指針を今年度に改定するという中身を入れてございます。

ここまでが本日、皆様に御意見をいただいた上で、6月4日に男女共同参画会議の開催が予定されておりますけれども、そちらでお諮りをしたいと考えておる部分でございます。

資料の最後の33ページは、前回の専門調査会の最後に佐藤会長からも御指摘をいただきまして、作文をしたものでございます。重点方針取りまとめに際しての重点方針専門調査会の意見ということで、専門調査会の中で、こういう問題意識を持っていますよということを残したいということで書かせていただきました。

最初のパラグラフは、重点方針は毎年6月を目途に作成するというので、5年間策定してきましたということ、2つ目では、秋に各府省の概算要求の反映状況をフォローアップしていきましてということでございますが、3つ目のパラグラフで、PDCAサイクルとしても一定の役割を果たしてきたとは思いますが、中長期的な目標達成にどの程度貢献したのかが必ずしも明確ではないという課題もあるのではないかとという点、4つ目のパラグラフでは、そういった目標の動向等もフォローアップしながら、重点方針に盛り込んだ施策の進捗状況をきちんと管理して、基本計画策定時以降に生じた課題についても議論を行うといったことを考えてもよろしいのではないかとということに記載してございます。

最後に、第5次の計画策定を控える時期でございますので、こういった形で意見を記しますということで、結んでございます。

長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

今、御説明いただいた部分のうち、先ほど御説明がございました暴力に関する専門調査会の部分を除いた部分について御意見を伺いたいと思います。

それと、最後の33ページは、運営の仕方についての意見ですので、これからまとめていく重点方針本体にはこれが入るわけではないという趣旨です。特に途中で新しい課題が出てきたときは、基本計画に載っていないような重要なものは、ある面ではここで議論するしかないので、そういうことも含めて議論したらどうかということのを少し考えています。何かそれについてあればまた御意見を伺えればと思います。

今年度の重点方針2019に関する重点方針専門調査会の議論は今日が最後になると思いますので、全員に御意見を伺いたいと思います。まず、最初にお一方2～3分です。御意見を伺って多分時間が残ると思いますから、さらに追加的な意見はその後に出していただく。まず、2～3分ずつしゃべっていただくということで、一巡したいなと思っています。では、渡辺委員から。

○渡辺委員 ありがとうございます。

目次がないので、私自身が全体をわかっていない部分もあるかもしれないので、その部分があれば是非ご指摘下さい。23ページの科学技術・学術分野に理工系のことが書いてあり、次に企業という形で、このあたりになぜ企業と団体だけなのかがよく分かりません。つまり、公務員とか大学もこういう分野では非常に大事だと思うのです。例えば男性の働き方では公務員のこと書いているのに、24ページでは企業だけが特筆されて、ほかのことは書いていないというのがよく分かりません。もし理由があるなら教えていただきたいと思います。○栗田総務課長 目次をおつけしていなくて申しわけなかったのですが、24ページが入っている項目は、21ページからの「5. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」の中の一部になってございまして、御指摘の公務員等を初めとした司法とか行政、公務員を含んだ行政分野等については、前のほうで触れております。

○渡辺委員 司法と行政だけ、公務員ではないかもしれませんが大学が社会を動かすのには大事です。人を育てるという意味でも非常に大事ですが、そういう部分を一緒に変えていかないといけないという点が抜けていると感じました。

○栗田総務課長 大学とか研究者の方向けの施策は23ページの下段に記載をさせていただいております。分かりづらくて申しわけありません。

○渡辺委員 大学という言葉もきちんと入れるべきではないかと思います。昨今医学部を含めて問題になっていますので、それはきちんと大学という言葉も入れてほしいと思います。

○佐藤会長 普通の企業全体については前のほうで書いてあるのですね。今、国立大学も

学校法人化して、つまり、制度的にはそちらに入ります。ですから、例えば次世代法の行動計画も国立大学は作らなければいけないのです。それはそちらに入っているのです。

○渡辺委員 国立大学と私立大学もあるわけですね。

○佐藤会長 私立も組織としてはそちらに全部入ります。

○渡辺委員 大学という言葉はどこにあるのでしょうか。

○佐藤会長 そういう意味では、法律上は企業の中に大学も入ります。

○渡辺委員 法律上はそうかもしれないのですけれども、一般の方はそうは理解しないと思います。

○佐藤会長 分かります。それはちょっと考えさせて、どうぞ。

○田平推進課長 教育という意味で言うと、30ページに「3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応」というところがありまして、こちらのほうで今、先生もおっしゃった、大学入試の関係とかもちょっと触れさせていただくような形にしています。

○渡辺委員 大学には教育だけではなくて研究機能があり、そこが問題でもあるので、一言でも良いのでどこかに入れていただきたいと思います。

○佐藤会長 多分、今、分けてしまっているんで、研究は研究のところに入っているのです。だから、そこは検討させてください。入試みたいなことが書かれているし、あと、そこで働いている職員については企業のほうに入る。実際は教員もなのですからけれどもね。分かりました。

では、横田委員。

○横田委員 「はじめに」のところ、他の先生にも御意見をいただきたいので、お話ししますと、まず、成果を書かれている。上場企業の女性役員数が2.7倍になっているというのは確かにそうなのですが、実際には、パーセンテージとしてはまだまだという理解の中で、ここを成果でとどめて良いのかなということがちょっと悩ましいところだなと思って拝見をしていたところです。本来であれば「さらなる加速が求められる」と記載も考えられるが、他の先生の御意見もいただきたいところでございます。

あとは具体的なです。今回、雇用類似も含めて多様な働き方に向けての点が含まれているところが新しく、私は、未来に、次につながっているなという感触を得ているのですけれども。就労・就業という言葉に通常起業は含まれている一方組織で働くことを先に想起してしまいう。明確に、起業という言葉を追加したい部分が幾つかございます。

また雇用類似はフリーランスと就業に関する点は補足追記が必要かと思いました。具体的には、まず、14ページの雇用類似のほうなのですが、一番下で「いわゆるフリーランスなど雇用類似」となっているのですが、実は、企業は法人格を持っていても、3割ぐらいが一人起業だったりするのをどうするものかなということを感じておりまして、場合によっては「一人起業、フリーランスなど」とかいうふうに加えても、もしかしたら良いのかもしれないなと思ったのが1点です。

今後のために可能であれば追記が必要かなという点です。

○佐藤会長 「など」の中身ね。

○横田委員 そうですね。2点目は就業に関するところですが、先ほどお話ししたとおり、起業が漏れやすいので、具体的には、例えばページ2です。「さらに」のところですが、ここも女性の就業率、正規雇用率、起業数、起業率、分かりませんが、ここも起業のワードを1点加えられるかどうか、地域の中のばらつきがあるかということ注視していく必要があるのではないかと考えています。

次がページ12。地方における女性活躍の推進におけるところなのですが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を拝見すると、中高年の就業促進だけではなくて、若者・女性のUIターンにおける起業促進のワードも入っていたりするので、そこが段落として1行加えられないかと感じております。

次がページ17。学び直しの3行目に当たります。頭のところで「復職・再就職、起業等」と「等」を入れていただいているのですが、その2行後です。「キャリア形成・再就職・起業支援」というものは必要だろうと思います。

最後、起業に関するところですが、ページ26になりますが、1点目は私の希望になります。今回、補助事業移行によって地域による支援の差が生まれる可能性があるため、地域による支援の定着状況を把握することもフォローアップとして入れられるのであれば検討をいただきたい。

2つ目が資金繰りに関する最後の行のところですが、起業の意欲がある人だけではなくて、創業当初から借りるのではなく、少したってから融資というケースが多いので、起業の意欲があるに加えて、起業間もないとかスタート後の人にも範囲を広げてあげる必要があるというのが2点目です。

3点目は、これも起業に関する点が大分年を追うごとにスリム化してきている感があります。場合によっては、男女共同参画局の女性のチャレンジ賞では、地域のロールモデルとして起業家にも賞を授与されているので、ロールモデルに光を当てるということを追加しても良いかなというのが考えているところです。

○佐藤会長 確認で、起業という言葉は、自分で事業を起こすということだね。起こした後は、本当は統計上、起業家というものはないのだね。

○横田委員 雇用主ですね。

○佐藤会長 だから、雇われている人か雇われていないという働き方しかないの、それは私は構わないのですが、だから、起業支援はあるのだね。でも、起業家というものは通常使われているだけで、そういうものは統計上ないのです。雇われている人と、自分で事業をやっている人しかないわけですね。それは自営業だったりとかいう言葉しかない。法人化してしまうと役員になってしまうのです。今言っているのは統計の話です。

○横田委員 分かります。

○佐藤会長 ですから、その辺を区別して使わないと、何のことを言っているか読み手が

わからなくなってしまうのです。

○横田委員 分かりました。

○佐藤会長 ですから、多分、フリーランスのところは、自営で人を雇っていない人だね。一人自営業主だと思うのですけれども、起業家というものは、統計上はないので。

○横田委員 そうですね。そこが多分、今後、今、データがないからということ。

○佐藤会長 データは作れるのです。統計上、起業家だというのは普通、自分で事業をやっている人ということしかないのです。

○横田委員 そうなのです。起業家の中にも、雇用類似とフリーランスと一人起業がごちゃに、似たような存在であるのでどうしたものかなという話です。

○佐藤会長 分かりました。基本的には、ここで議論しているのは、一応個人請負なのだけれども実態としては雇用と同じようなところなのです。雇用に近いほうを議論するので、自営として自立している人は、それは別の労働法カバーではないという考えで、今これは議論している。たてつけとしてはね。

○横田委員 たてつけは分かりました。

○徳倉委員 私は18ページの男性の暮らし方・意識改革についての部分なのですけれども、基本的に男性の暮らし方・意識改革の中でいくと、これは全てに当てはまるのですが、例えば今、休暇取得に向けた意欲の醸成だとか、おとう飯の機運醸成とかもろもろあるのですけれども、我々の団体で今年調査をしようと検討しているのですが、全国の自治体で、いわゆる両親学級、母親学級から名称が変わって両親学級になっているというケースが結構多いのです。

では、そこで何が行われているかということ、入浴、沐浴の指導で終わっているとか、ちょっとしたレクチャーでおしまいというところであって、そういうことさえ実施していない基礎自治体が結構な数で実はあって。それは原因がありまして、要は、出生数が減っている基礎自治体は、そこに予算措置をしても受ける数が年間の出生数に対してちょっとねというところがあって、実はどんどん減ってきている現状があるのです。ある程度の中核都市であれば、それはやる意図があるけれども、その周りの、いわゆる人口減少地域には、これをやる意味がないというところは、恐らく男性の育休取得率も低いままである。

なぜかということ、男性が子育てのタイミングで最も学ぼうとする意欲が高いときは、妻、パートナー、配偶者が妊娠したタイミング、それから、生まれるタイミングは間違いなくそこです。でも、そこで学ぶチャンスを逸しているというところが、全て長い目で見たときの機運の柱を一番折っている現状であるというところの仮説を立てているのです。

そうであるならば、今ここで具体的に書けないかもしれないけれども、やはりこういうもので出すときに、意識を変革するとき、一番変化が起きそうなタイミングのところには何かしら施策を持ってこない。男性の暮らし方とか意識の変革は、一つこれは子育てを軸にしたという観点で行けば、変わるきっかけを大いに失っている可能性がある。今年のタイミングで入れられるか分かりませんが、生まれた後にこういうことが必要です

よと、御飯を作らないといけないですよとか。家庭に帰らないとと言われても、喉元を過ぎてしまっているというケースがあるので、男性の暮らし方・意識の改革の最初のところに、育児を行っていない。しかし、それは男性がこのタイミングで学ぶ機会を逸しているみたいな表現があればやっていない自治体に対して、やはりこういうことをやらないといけないでしょうと。この一言が結構重要になるのかなというのが1点。

もう一点が、20ページの(2)なのですけれども、エシカル消費のところで、下から2行目に「このような活動に特に関心の薄い若年男性に向けた啓発」とあるのですが、特に関心が薄いのはここだけなのかということです。すごく私はひっかかりまして、逆に言うと、こういうものにきちんと啓発をすれば、関心が高くなる層にアプローチすることで全体の層に普及するという表現のほうが。はっきり言って、エシカル消費などは、5年前は言葉としてほとんど普及していなかったもので、多分、これは若年男性だけではなくてほぼ全ての層が、実際的にそういうことになっている層はあるかもしれませんが、特にこれが関心が薄いのかということは、ざっと見てエビデンスがあるのか、ないのかみたいなところも含めて、この書き方よりは、もうちょっとこの逆を捉えた書き方で、表現するほうが良いのではないかと。

○佐藤会長 これも確かにどうしてこう書いたか、ちょっとそれは確認していただく。

では、辻村委員、お願いします。

○辻村委員 私は、重点方針2018と比べて、あるいは第4次基本計画と比べて、大きな項目で、今年書くべきもので漏れがないかなという形で一回読み直して見ましたら、メディア分野、マスコミ報道について何も書いていないことに気がつきました。

特に昨年のセクシュアル・ハラスメント事件以来、セクハラ対策について緊急対策が政府において実施されていて、4月に暴力専門調査会から出しました報告書でも、7ページと11ページに書いてあります。特に、11ページのほうでは、取材現場における女性の活躍、メディア分野における政策方針決定過程への女性の参画拡大についてというところがちゃんと項目としてありまして、新聞協会、放送連盟等に内閣府より要請が行われたとか、そういう項目がありますし、専門調査会の報告書の7ページにも、メディア分野について特筆されております。今回、2019で一つ項目を入れるとしたら、21ページのあらゆる分野のところですので、学術の後ぐらいかと思っています。それが第1点です。

それから、項目としてあったほうが良いのではないかと思ったのが、27ページの国際のところなのですけれども、国際分野でCEDAWのことが書いていないという点に違和感を感じています。女子差別撤廃条約の履行について、来年3月に政府が報告書を出さなければいけないのですが、それとの関係で、我々はワーキンググループもつくって検討したわけです。ですから、卓上資料の27ページの8番に、とにかく女子差別撤廃条約履行に関する検討の継続について、簡単な記述でも良いので、一応取組としては書いておかないと、WAWを実施しましたとか、職員を増強しますというレベルですと、対外的には不十分なのではないかと考えます。

項目の点では、以上の2つです。あと、細かいことが幾つかあります。文法的なことについては、修正案を後でお渡ししたいと思っていますけれども、簡単に申しますと、例えば28ページに、ジェンダー統計のところ、Ⅲの1とあって(1)とあるのですが、(1)だけというのが、非常に感じが悪い。やはり(2)をつけてほしいのですね。(2)をつけるとしたら、ジェンダー統計は国際機関のジェンダー統計を学んで、国際機関あるいは諸外国のジェンダー統計のとり方との比較研究などが日本の場合はまだ不十分ですので、例えばですが、そういう項目でも入れたら良いのではないかと思います。

そのほか、ポジティブ・アクションの用語を政治のところに入れていただいたのはありがたいと思います。これは第3次計画、第4次計画で何回も出てくるのでね。入れるとしたら、女性役員の登用のところが多分適切だと思います。経営者側は嫌うかもしれないのですが、ゴール・アンド・タイムテーブル方式でも良いので、ポジティブ・アクションがあり得るということを24ページに記載するのがよいかと思います。

これはもう細かなことですが、「はじめに」のところで、例えば下から2行目に7人に1人の女性が配偶者からの暴力を経験しているという記載があります。注があるのですが、ここは出典がついていないので、ちゃんと出典をつけて誤解のないようにしたほうが良いと思います。要するに、国民の半分以上が女性で、女性全体の7分の1がDVの被害者であるかのように読めるわけですね。それはとんでもないことだと思いますので、誤解にならないように、ちゃんと注をつけてください。本文ではそのように書いてありますので、差し当たり以上です。

○佐藤会長 種部委員、お願いします。

○種部委員 5点あります。

まず、8ページです。女性の健康の分野なのでありますが、8ページの「2. 生涯を通じた女性の健康支援の強化」の2行目にあるのですが、平均寿命が延びていることはトレンドの中で取組としてということが書いてあって、中を見ると、年をとっても活躍しろという中身に限られているように見えます。

平均寿命が延びたのは良いのですが、女性と男性の一番大きな違いで問題なのが、女性の介護ニーズが大きいことだと思います。高齢社会になりますと、女性のほうが圧倒的に介護ニーズが大きくて、健康寿命との差が長い。例えば高齢者の施設などを見ますと、入所者については9割が女性です。男性よりもはるかに長い期間、しかも介護ニーズが大きくなる。それを予防するために更年期から取り組むことが必要だという視点が一つあったはずなのです。プラス、更年期女性はパフォーマンスが落ちているので、更年期以降、女性がずっと働き放しで自分のケアもせずに来たことに対して問題提起ということがあったかと思うので、どこかに更年期のパフォーマンスや活躍だけではなく、その先の人生を見据えて先手を打つというようなことが必要と考えています。

それから、9ページ。これに関連してなのですが、③の健康経営のところなのですが、健康経営という手法を使って女性の健康に関する啓発をするというところで、健康

経営の指標の中に女性の健康を入れたというところが大きな前回の取組だったと思うのです。健康経営のパラグラフの一番下、今後も健康経営に関する企業の優良な取組事例をさらに発信していくということですが、ただ単に健康経営をやってもらうだけではだめで、今のたてつけだと、その中の女性の健康のところはやらなくても健康経営が取れてしまうのです。そうではなくて、女性の健康向上への取り組みをやらないと取れないようにしていただきたい。健康経営を通じて女性の健康のリテラシーを上げるとか、あるいは健康に関するインセンティブを与えていくとか、そういう形に書きかえていただくと助かります。

次は10ページです。予期せぬ妊娠、一番上から6行目のところなのですが、これは文章だけの問題です。その直前に「高齢単身女性には深刻な貧困問題もある。さらに、予期せぬ妊娠」とありますが、高齢単身女性は妊娠しないと思うので、ここがつながって見えてしまいます。予期せぬ妊娠については若年の予期せぬ妊娠であることと、それが世代間連鎖とか貧困と直結するということをうまく書いていただければと。言葉だけの問題です。

それから、11ページ、養育費の履行のところなのですが、これは暴力分野のほうで取り組むべきだったのか、こちらのほうで取り組むべきか、ちょっと狭間だなと私は思ったのですが、面会交流のことが問題だと思っています。暴力によって自立をするという道を選んだ後に、面会交流で子供が殺されてしまうという事件がありました。大きな問題だと思うのですが、これは一言もどこにも入ってこなかったのですね。なので、自立をするときに、養育費履行だけでなく、どうしても面会交流が必要なのかということも含めて取り組んでいく必要があります。暴力分野のほうは多分、急性期の自立までのところを書いてあるとすれば、自立後、困難な状況の中にいる方の中に、面会交流で大変な思いをしている人がいると思うので、この支援についてちょっと書き加えていただくと助かるかなと思いました。

もう一点は、男性の暮らし。徳倉さんがおっしゃったことはまさにそのとおりで、18ページです。男性の育児参画は、本当に最初が肝心で、第1子が生まれた直後に、男性が育児・産休をとるところからスタートをしないと、その後二度と、お父さんはチャンスを逸してしまうということが問題だと思っています。そういう意味で、両親学級の話がありましたが、少子化対策は子供が減ってしまっているところは余り一生懸命やっていないかもしれないのですが、ワンオペという育児の仕方が、子供が増えない一番の理由だと思います。特に第2子、第3子が生まれにくい一番大きな理由は1人の負担が大きいということなので、1人目が生まれたとき以降、子供が少ない地域ほどこれに取り組んでいただきたいということで、先ほどの徳倉さんのところの補足です。

もう一つは、これはここで書くべき話ではなく、細かいかもしれませんが、里帰り出産をされる方が多いのですが、里に帰ったまま二度と帰らないというパターンがよくありまして、地方では深刻な問題です。帰ってきていただいたら地方はうれしいのですが、

ただ、その後、そのまま二度と戻らないということもありまして、最初にお父さんになるチャンスを逸しないという視点で育休を考えていただきたいと思います。

この部分は子育てに偏っているのですけれども、男性のワーク・ライフ・バランスを推進するもう一つの理由が介護だったと思うのです。ところが、介護の言葉がここには一言も出てきません。それから、男性の4分の1は生涯未婚です。そうなりますと、やはり出産が関係ない、子ども・子育てに関係がない方も休みをとり、介護にかかわるということは重大な課題だと思うので、書き加えていただきたいと思います。

長くなりましたが、今回、ちょっと出なかった中で、私も漏れがないかと思って見ていたのですけれども、第4次計画の第8分野の困難を抱える状況の中に、苦心してトランスジェンダーの問題を入れたことを記憶しています。4次計画を立てるときに、どこにも入れるところがなくて、でも、これも究極の性別にかかわらない活躍の仕方ということで、第8分野の最後のほうに、性同一性障害を入れたと思うのです。ところが、今回、女性活躍ということが前面に出ますので、全て女性の活躍、女性の活躍基盤という言い方になっており、入れる場所が全くありませんでした。一応この会はフォローアップもしながらということだったので、どこかに何かの形でトランスジェンダーというものをに入れていく努力は必要かなと思っています。

○佐藤会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 私は、2点意見を申し上げたいと思います。

まず、11ページです。11ページの(4)、これは困難を抱える女性への支援という大きな項目の中の4つ目、最後の項目でございますが、ひきこもりについての実態の周知について。これは最近、新聞やテレビ等でも大きく報道されて、40歳以上は60万人以上もいるということが明らかになったのですが、実態の周知だけではいけないのではないか。あと、研修をすると書いてあるのですが、一体何を研修するのだろうかというふうに、単純に疑問に思いまして、つまり、何が言いたいかと言いますと、実態と背景と課題についてです。これはまだ実態が報告されたばかりですから、その分析はこれからだと思いますし、既にそういう知見がないのかもしれませんが、私は30代のころ、神奈川県の研究協議会でひきこもりの保護者対応の冊子作成の責任者をしておりまして、そのころ、長い目で見守れとか信じて待て、登校刺激を与えるなという三大対応をしていたのですが、これはなかなかうまくいかないということで、いろいろと反省をし、修正をした覚えがあります。

なぜこういう事態が起きているのかということについての認識を何らか示さないと、研修をやると言っても、実態はこうなっていますと言っても、では、それがどういう課題につながるのかということが不明確では、研修にはならないのではないかと思ったものですから、その点の何らかの補足が必要ではないかということがまずは第1点でございます。

2点目は、28ページでございます。これは前回の調査会でも申し上げたことで、子育て、介護基盤の整備と、児童虐待の防止を是非関連づけて、位置づけてほしいということをお願いした。28ページの最後の行に、その点に触れていただいて、子育て基盤の整備の際、

児童虐待防止への配慮も重要であると書いていただいたのですけれども、その後の文章をずっと読んでおきますと、そのことに触れた記述が全くありませんので、ただ、この1行だけでは空文と化すおそれがあるのではないかと思います。

どういう配慮が必要かということをもう少し書き込む必要があります。それは今回、皆さんにお配りされている委員の意見を整理された3ページの資料がございしますが、前回、佐藤会長の整理では、児童虐待のところで、子供の虐待は親の問題と連鎖しているという問題があって、子育て基盤の整備とともに議論することが大事だと整理をしていただいたのですけれども、前回、私が申し上げたのは、厚生労働省の調査で、虐待死の加害動機のほぼ半分は親自身の問題であったということが明らかになりましたということです。

つまり、しつけのつもりだったとか、子供の存在を拒否したとか、そういう非常に根深い問題がありますので、そのことにどう対応するかということが必要ですけれども、余り詳しく書き込むことはできないと思いますので、少なくとも代案としては、最後の行の「子育て基盤の整備の際」の後に「子供の虐待は親の問題と連鎖しており」とか、何らかの記述を加えていただきたい、あるいはそれが難しければ後のほうの文章で、どこかそのことに触れるようなことができないかという意見でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 まず、全体に関する点についてですが、重点方針の案の最後に専門調査会としての意見があります。前回、私も若干意見を申し上げましたけれども、まさにこういった内容のことをここで残していただくというのは非常に重要だと思いますし、内容につきましても、まさにこういうことをイメージして申し上げました。大変ありがとうございます。

この意見の中で、第4次基本計画への貢献というところで若干の反省が述べられているわけですが、その点で申し上げますと、今回の重点方針の中で、調査研究を実施するとか、論点整理をするとか、事例を収集するとか、何々を検討する、何々に取り組むということがたくさん書いてあって、その中で、例えば令和何年までに取り組むというふうに明確に期限が書かれているものもありますけれども、書いていないものもたくさんあります。期限を書けるものは書いてあるということだとは思いますが、書けるのに書いていないということがないかどうかを是非再度御確認をお願いしたい。つまり、可能な限り期限を書くという方針で、各府省が書けないと言っているものにつきましても、できる限り書くように働きかけをしていただきたい。と言いますのも、やはり言い放しではなくて関係者の取組を促すという点で、期限をできるだけ明示しておくことは重要だと思いますし、後でチェックする、PDCAサイクルを回す、場合によっては第5次の基本計画に盛り込んでいくということもあり得ると思いますので、その点をお願いしたいということでもあります。

それから、個別に何点か申し上げますが、「はじめに」の部分で、女性就業者が288

万人増えた、237万人の就業希望の女性がいることを忘れてはならないと述べられています。もちろん大臣ペーパーの内容や大臣の御方針を理解した上で、それを強化するという意味で申し上げるのですけれども、237万人というのは、非労働力人口の中の就業希望者数にしているのだと思います。しかし、労働力人口の中の就業者と非労働力人口の中の就業希望者との間には、実際に就業を希望し、求職している失業者がいるわけでありまして、女性の失業者は2018年でも約70～80万人います。就業希望者へ目を向ける前に、そういう人がいるということを申し上げておきたい。一方の237万人については、育児や介護のために求職していないけれども就業希望だという方が多くいらっしゃいますので、もちろん絶対に忘れてはいけないわけですが、237万人の中には就学中の方だとか、健康上の問題を抱えている方なども含まれていますし、237万人のうち仕事にはつけない、つけるかわからないという方もたしか140万人近くいたと思います。ですから、そういう意味では、237万人の方の内容は、数字としては大き過ぎる面があります。要しますに、70～80万人の失業者をもっと支えないといけないと思いますし仕事につきたいと本当に希望している人について、うまく工夫する社会になれば働ける女性が増える、不本意ながら就業できていない女性、離職せざるを得なかった女性を忘れてはならないなど、もし書きぶりを多少調整していただければ、お願いしたい。

もう一点、これも大臣ペーパーや種部先生が先ほどおっしゃったことに同感であるということをお願いした上でですが、健康寿命に関する記述についてです。大臣ペーパーでは生涯を通じた社会参画ということが述べられていて、必ずしも健康寿命を超えたら社会参画ができないということではないし、健康寿命の前後に何か大きな段差があるわけでは決していないと思います。多少健康に課題を抱えるようになって、どうやって社会参画をしていける社会を作るのかということが重要だと私は思います。そういう意味では、60歳から74歳後半だと15年しかなくて、数行後に「人生100年時代」と書いてあるわけですが、平均余命で言えばもっと長いわけですね。平均余命で言えば、例えば女性65歳時の平均余命を考えれば、今、寿命は90歳近くになっています。今後、90歳を超えて非常に長生きされる女性が物すごく増えるという見通しです。人生100年時代であって、健康寿命までではない、もっと長い生涯を通じたあり方の問題であるということがわかるほうが、書きぶりとして良いのではないかとお願いしたいと思います。

それから、先ほど横田委員と辻村先生からあった女性役員の話ですが、それぞれおっしゃったことについては同感するところがありますけれども、一方で、振り返りますと、202030の目標はなかなか達成が順調には見通せていない。そこで、これはその前に人材プールを作らなければいけない問題であるということで、まず、女性役員の前に女性の部長や課長を、女性課長の前に女性の係長をふやしましょうということを示したのが第4次基本計画であると思います。社内にしろ社外にしろ、女性で役員になっていただける人材がいるかどうかという現実問題があります。それから、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードを制定して相当いろいろなことを、それが正しいと思わ

れることをやってきていますけれども、この種のことはある程度進めると、十分な検証もなくもっとやれ、もっとやれということになりがちです。社外役員も最初は1人入れよ、そのうち2人、3人という話になってきています。これは企業の価値が本当にそれによって上がっているのかどうかの検証や、そういう人材が十分にいるのかどうかという現実問題も踏まえつつ、戦略的に取り組んでいく課題だろうと思います。

最後に、ジェンダー統計について18ページと28ページに同じ記述がそれぞれあります。18ページでご覧いただくと、真ん中辺です。今回、案文を読んで、一番この文章が分かりにくいです。恐らく裏側にこのように記述している何か意味があるのだと思いますけれども、一読して何が書いてあるのか分かりません。「ひと段落した40代後半以降」云々というところですが、文章の最後が「更なる女性活躍を後押しするための調査研究」となっていて、もちろん結果的に就業ブランクがあった方のケースを考えることは重要ですが、「ひと段落」とは一体何なのか。男性も子育てをしているわけでありまして、40代になってから出産される方もいらっしゃるという中で、この文章が何を具体的に指しているのか、もう少し分かりやすくしていただけるようお願いしたいです。○佐藤会長 これは一文なのだね。

末松委員、お願いします。

○末松委員 今回の2019については、前回の2018よりも全体的に地方とか地方公共団体という言葉より、一層地域という言葉がたくさん使っていただいて、それぞれ地域の特性とか、地域に対する支援というものを書き込んでいただいたことは大変ありがたいなと思っております。地方だけでなく、地域というのはそれぞれいろいろな特色があると思っておりますので、そういうところを引き出していただいたことは大変ありがたいと思っております。

その中で、地方公共団体の行政職員ということを書きいただいていることについては、前回は男性の職員の育休や、イクメンなどの内容が多かったのですが、今回はどちらかというところ、男性も女性もワーク・ライフ・バランスというところに重点を置いて表現していただいていると思っておりますので、公共団体としては大変ありがたいと思います。

それと、20ページに、政治分野を独立して、章立てをしていただいております。今までのあらゆる分野の中から政治という分野を取り上げていただいたことに、地方の政治家としては、このようなことを書いていただくというのは非常に良いことだと思います。ただ、全体的に書きいただき、章立てが目立つようにはしていただいているのですが、文章の内容については前回とそう違いがあるわけではないので、せっかく章立てをしていただいたり、地域の多様な主体による女性活躍の推進について12ページにも書いていただいておりますので、できればこの辺をもう少し特色ある書き方とか、前回とはここが違うというようなところを入れていただけるとありがたいと思いました。

全体的には述べさせていたいただいておりますが、地方に特化して言うと、ほとんどが情報収集や、あと、ロールモデルの発信など、前回と違いがないような表現になって

いますので、まだまだその段階というよりは、もう少し、もう一歩も二歩も踏み込んだ段階のことをちょっと書いていただくと、大変助かると思いました。

○佐藤会長 白河委員。白河委員はメモもあるのかな。

○白河委員 でも、もうメモの内容をかなり取り込んでいただきましたので、3点、追加で申し上げたいと思います。

まず、メモの内容も非常に取り込んでいただき、ありがとうございました。

最初に申し上げたいのは、先ほど先生もおっしゃってくださったメディアの部分です。2018のほうを見ると、あらゆる分野の女性の活躍のところに、メディア分野という1項目が設けられており、書きぶりもメディアは国民の意識の醸成に大きな影響力を持つものであり、文化・風土はメディアがつくるとも言われていることを踏まえ、メディアにおける女性活躍が促進されるように取り組む必要があるとなっています。もう一項目別のところでも、かなり具体的な記述がありました。では、メディア分野はもう進捗したからこれが必要ないかという、決してそういうことはありません。最近、記者の女性の方たちから、財務省の事件があって、ハラスメントへの意識は喚起されましたが、一方女性の記者が活躍しにくくなっている、女性の記者とは会ってもらえないといった状況が既に起きていて非常に辛い、これはいかなもののでしょうかという話も伺っています。やはりメディアの全体で女性の参画を促進させていくというところは、本当に風土醸成の上で大きな意味があると思いますので、ここを是非落とさずに入れていただければと思います。

次はジェンダー統計の部分です。前は、ジェンダー統計はフォーラムのことしか入っていなかったもので、今回はたくさん入ったのは良いことだと思っています。G20の年ということもあり、ジェンダー統計は重要なものだという認識で入ってくださったのが良いとは思いますが、ただ、ジェンダー統計は昨年から入ってきたものです。ジェンダーの視点に立って政治、経済、社会、政策、事業などを策定するときの基盤となるものとして非常に重要なものであり、今、グローバルではジェンダー統計を非常に重視して、ジェンダー主流化というような言葉を使って政策に取り入れている。なぜかという、そこの視点を落としてしまうと、いろいろな政策をやっても効果がない。または減じるという意味で重要とされています。SDGsの視点などからも言われているものです。これがどう使われるのか、なぜ必要なのか、どういうことに効果があるのかということ、新規の言葉ですから、もう少し丁寧に書いても良いのではないかと思います。

もう一つ、地域におけるジェンダー統計の作成・活用に対して、40代後半以降の人がすごく強調されているのは何故なのでしょう。今、地方創生の会議に入っております。若者が東京一極集中をする理由として、まずは進学や就職の時点で地方、地域から流出してしまうのですが、そこでもジェンダー分析はすごく重要な役割を果たすものです。その地域が、男女格差が非常に大きな地域であったり、就業機会、賃金格差が大きかったりすると、その時点でもう出ていってしまいます。ジェンダー統計は年齢にかかわらず、あらゆるベースに重要なところであり、40歳以降の女性だけのものに言及するのは、非常に

ったいないなと思いました。40歳以降とジェンダー分析は結びつけないで、あらゆる年代の者に関して重要であるというふうにしていただけたら良いのではないかと思います。

それから、この地域におけるジェンダー統計の作成・活用は非常に重要であるというところを、地方創生の分野のところにも是非入れていただきたいと思っています。

最後に、もう一点だけ、先ほど皆さんがおっしゃっている、男性の生活に関する改革です。佐藤先生も、いつも働き方改革だけではなく生活改革が重要なのだとおっしゃっていますが、ある調査を見たところ、働き方改革で時間に関する意識には非常に皆さん鋭くなってきて、時間に対する意識は醸成された。しかし、その余った時間を何にするかという、60時間以上残業している女性のほうが、全く残業なしの男性よりも子供へかかわる時間はずっと多かったです。男性は仕事の時間が減ったからといって、すぐ育児をする、家事をするというものではないということで、そこにはもう1ステップ必要だということです。やはり第1子の前後での育児への関わりというポイントを逃してはいけないというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っています。

例えば両親学級の開催が、出生率が低いところではだんだんなくなってきている。まさにそれは事業の選択と集中でしようがないのですけれども、でも、母親学級はやらなければいけないのだったら、母親学級を両親学級に変更したらどうでしょう？。またはネウボラの活用です。ネウボラも、海外のネウボラは、お父さんとお母さんが一緒に来て、初めてネウボラというものは動き出すもので、出産前から、例えば夫婦の関係がハイリスクであるとか、そういったことも最初に捉えて、虐待などを防止するためにも非常に役に立ちます。お母さんだけが来るネウボラではなくて、お父さん、お母さんがやってくる、妊娠から出産まで、その後への切れ目のない支援。そういった支援は重要ですので、是非そこにも男女という視点も入れていただきたいと思っています。

地方自治体などで出すパンフレットとか意識醸成のための事業についてです。様々な冊子とか動画とか、いろいろなものができますけれども、この間、見たら、フランスでは男性が子供と接している姿も、イラストでも写真でも必ず入れなければいけない。文字だけではなくて、目に触れる全てのものに共同参画を入れなければいけないということが政府の発行物に関してルール化されていたのです。

是非そういったルールを設けてほしい。必ずイラストでも写真でも、男性も育児をする、女性も育児をする。もちろんひとり親の方もいらっしゃるの、両方の姿、地域の人と一緒に育児をするといったような、様々な姿が入るようなものがあるといい。多くの人の目に触れるものですから、ルール化と言ってしまうとちょっと厳しいのですが、税金でつくる発行物に関しては、何か基準があったら良いと思っています。

○佐藤会長 それでは、小山内委員。

○小山内委員 私からも3点あります。

まず、1点目は、今、白河委員のほうからもお話がありましたジェンダー統計についてです。基盤整備のトップにジェンダー統計という言葉が書かれておまして、これはやは

りジェンダー主流化を今後推進していく上ではとても重要なことだと思います。そして、2019では、地方創生における女性活躍の推進に力を入れているというふうに拝見しましたが、その中で、女性にとって魅力的な地域づくりを進めるためには、まず、都道府県には総合基本計画がございます。その基本計画を策定する段階におきまして、ジェンダー統計を必ず活用するというような文言を入れていただきたいと思います。その上で、地域課題を明らかにして、施策につなげていくという流れになるのかなと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

2点目なのですが、2019における男女共同参画センターの位置づけについてです。第4次男女共同参画基本計画には、男女共同参画センターは地域課題を解決する実践的活動の場と位置づけられています。多くのセンターでは、研修とか相談、情報、調査研究など、多様な機能を持って、男女共同参画の推進に向けた地域の拠点施設であり、全国に300カ所、大小様々ではございますが、たくさんあるわけです。

しかしながら、この2019の中には、P17の(6)の①です。その学び直しの部分にしか、男女共同参画センターという言葉が出てきておりません。男女共同参画センターは、生きがたさを感じている女性たちからの複合的困難な相談を受けることが多く、関係機関と連携し、寄り添いながら課題解決に向けて支援をしていくとともに、相談から見えてくる地域課題を政策につなげていくという役割も果たしております。

そこで、P10から困難を抱える女性の支援というところが書かれているのですが、例えば(1)の困難に直面する女性への支援の2行目で、「NPO等」というふうに「等」とあるのですが、ここはNPOと並びで男女共同参画センター。それから、(3)の予期せぬ妊娠の3行目の「市町村保健センターやNPOなど」、ここにも是非男女共同参画センターの言葉を入れていただければと思います。

また、18の②の就業ニーズの実現においても、女性の再就職支援において、男女共同参画の視点を持って取り組んでいるセンターがかかわることの意義は非常に大きいと感じておりますので、この部分にもちょっと位置づけていただければと思います。

次、3点目なのですが、30ページに④で乳児用液体ミルクの普及に向けての取組についてという項目があります。この中で、まず、「これまでの議論の経過や乳児用液体ミルクの有用性に関する情報を一元的に整理したホームページの作成」とありますが、この文言は2018にも同じように書かれております。ということは、この1年間での進展はなかったのでしょうかということが質問で1点。

それから、液体ミルクについて、販売がスタートいたしました。その中で、利便性だけがクローズアップされた情報が非常に流されているように感じていますが、保管等について、例えば薬と同じような取り扱いが必要であるということや、母子の健康支援の観点からの母乳育児の重要性などについての情報が余り語られていないまま、有用性のみひとり歩きしているのではないかと危惧しているところです。

特に地域の防災への活用についてなのですが、災害時の備蓄品や、例えば支援物資とし

て液体ミルクを使用する場合は、25度以下の場所への保管、母親への個別性のあるサポート体制を第一として、妊娠中、授乳中の女性が安心して過ごせる場所をつくることを優先させる。3点目として、母乳だけで育てている母親には、母乳育児を維持・継続できるような支援が必要であるといったことをしっかりとこの中でも情報提供をしていただきたいと思います。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

いろいろ大事な御意見を伺って、もし何か今までの中で、事務局でお答えしておくほうが良いとか、できるものはあれば、良いですか。

○黒木課長 幾つか御指摘いただいた中で、一番多くいただいたジェンダー統計の関係から若干御説明をさせていただきます。28ページと18ページにあるわけですが、18ページのほうは28ページの後半部分を再掲しているというだけでございまして、28ページのほうを見ていただきながら御説明をさせていただきます。

これは御指摘のように国際的なジェンダー統計グローバルフォーラムが昨年あったということもあるのですが、まず、最近いろいろヒアリングをしたりしている中で、日本では、特に基礎自治体等ではなかなか、そもそもジェンダー統計というか、男女別の数字自体がまだないとか、そういう状況があるということで、一部のところでは、それを自ら作っていくような取組がされているということで、まずはそこから支援を進めていく取組から、この1年程度で研究してみてもどうかということでございます。

その際に、お聞きした中では、自分が住んでいるところでどういう状況にあるのかということ、自ら作ったときにはいわゆる専業主婦とかお仕事をされていない方だったのだけれども、社会の中でそういうこともやってみたいということで、まさに40代後半ぐらいの方等が参加されて、もともとスキルもいろいろおありになったりして、すごくやりがいを持ってやっていただいて、良いものができた。かつ、その後、それをきっかけに御自身で起業されたり、あるいは仕事をされたりといった例もあるということでした。そこで、地方におけるジェンダー統計を充実していく必要があるということが前半にあります。そして、それをうまく使って、40代後半辺りで一旦仕事とかから遠のいている人たちにも、そういう取組をきっかけにして、また何かにチャレンジしていくきっかけになれば良いなということが後半に書いてあります。ちょっと分かりにくい記載になっているかと思いません。

御指摘のように、別にジェンダー統計が40代後半のことだけを分析するためにあるわけではないというのはそのとおりでございますので、その辺はもう少しわかるように書けるかどうかは、工夫をさせていただきたいと思えます。意図としてはそういうことでございます。

それから、同じジェンダー統計で、国際機関、国際的なジェンダー統計のあり方についてももう少し比較研究をという御指摘も辻村先生からいただきました。まさにおっしゃるとおり必要なことだと思うのですが、あれもこれも2019の1年でできるかということもあつ

て、ジェンダー統計グローバルフォーラムの成果等も踏まえながら、さらにここで何か書けることがあるのか、あるいはその次の5次計画とかを見据えてやっていくべき、準備していくべきことがあるのかということは検討させていただければと思っています。

○辻村委員 ここは括弧が一つだけあるというのが収まりが悪いという話をしたのです。

(1)は総論で書いて、(2)のほうに地域におけるというふうに書いたらどうでしょうかという提案です。

○黒木課長 分かりました。そうすると、柱書きになっているところを(1)とかにしてということをございましょうか。

○辻村委員 そこはお任せしますけれども、地域だけの問題ではなくて、今、総論的な問題がまだあるという話でしたから、そちらを(1)にして2つに分けたらどうでしょうか。

○黒木課長 ちょっと検討させていただきます。

○渡辺委員 そのことに関して、私は提案があります。是非(2)を設けていただきたいと思います。ジェンダー統計の中身で、(1)に書いてあることはとても大事なもので、それはそのままが良いと思います。一番大事なものは、ジェンダーのデータは一体何をとり、何を統計で調べて、何をもちょう良いと言うか、日本がもっと研究すべきだということです。なぜかと言いますと、皆さんが一番使われる世界経済フォーラムのGGIは、経済、政治、健康、教育、この4項目で、それぞれの点数を足したものでランキングをしています。ところがよく見ていただくとわかるのですけれども、健康と教育はみんな0.9以上で、全然差がありません。差があるのは政治と経済だけ。だから、あの順位は4項目だと言いながら、実は政治と経済のランキングになっています。

日本は政治と経済だけを求めれば良いのかということも含めて、検討が必要です。特に日本はこれから人口縮小に世界で初めてなるわけですから、違う価値を求めていくとか、そういうことも含めて調査研究や、日本独自の指標をつくり、それを世界にむしろ提案していくような研究も進めてほしいと思うので、是非それも御検討いただきたいと思います。

○佐藤会長 皆さんからいただいた全部をここでまとめるというわけにはいきませんが、1つはメディアのことが少し、これは多分、書くとしたら内閣府の担当になるのだね。今までもそうだったと思うので、メディアのところは少し御検討いただきたい。

もう一つは、18ページの男性の暮らし・意識の変革のところ。男性の生き方、生活スタイルを変えるというところまでどう書けるかはありますが、男性だけ取り上げると、育児よりは介護にかかわっているものが実は多いのです。そういう意味でも、介護の課題があるということも踏まえて生活を考えていく。つまり、自分はもう子供がいない、大きくなってしまった人も含めて、そこを考えたもらうには、介護に触れるというのはあるかも分かりません。ここは少し御検討いただければと思います。

あと、ジェンダー統計のところは、実は、地域でどう使うかで言うと、現状でも次世代法とか女性活躍推進法、自治体は地域の行動計画を作らなければいけないのですね。そのときに、地域の現状を把握してということがあるので、それについては当然女性活躍推進

法の地域の行動計画は男女別のデータを見なければいけないので、その点については内閣府でも、行動計画をつくる時に、こんなふうにデータを使ったら良いですよみたいなものがあるので、ちょっとそういうものに触れるのもあるかなと。

實際上、地域の状況を把握しないと、子育てもそうですね。地域の行動計画を自治体は作らなければいけない。そのときに現状把握をしなければいけないので、そのときに足りないものがあれば作らなければいけないし、現状であればどう使うかそこで考えなければいけないので、少しそこに触れるというのはいかがかと思います。

もう一つは、細かい点は、やはり一文が長いのがあるから、せいぜい長くても3行、できれば2行を1センテンスぐらいで切っていくと、かなり意味がはっきりしてくるので、これはテクニカルです。

あと、御意見が出たところについては、鈴木委員より、検討するときという時期だね。決まっているのか、決まっていないのか、あるいはもう少し、ここは意味がわからないので確認とか、この辺を加えられないかということは、各府省と調整しなければいけないので、その辺をやっていただければと思います。

あと、追加的にもう少し言い残したということがあれば、どうぞ。今、回答できることがあれば。

○栗田総務課長 先ほど小山内委員から御質問がありました液体ミルクに関して、この1年で進展がなかったのかということですが、液体ミルクは安全の基準等ができて実際に販売ができる体制になったのがこの1年の一番大きな変化かなと思っております。そういった実際に普及する可能性も増えてきたということ踏まえまして、今年度、改定を予定しております防災に関する取組指針の中でも、被災地の現場等でどういった扱いをすると良いのかということも、生活実態に即した中身を入れていこうと考えております。

○佐藤会長 ほかによろしいですか。

そうすると、先ほどお話ししましたように、これはまとめて男女共同参画会議に報告する時期も一応予定されていますので、それに間に合うように、今日いただいた皆さんの意見を、男女局で直せる部分と、あと、各府省で調整しなければいけない部分もあります。その辺について、可能な範囲でももちろん皆さんの御意見を反映できるように調整したいと思っておりますけれども、そういう形で取りまとめるということで、私のほうにお任せいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、重点方針2019(案)について、本日いただいた御意見を踏まえてさらに調整し、調査会として取りまとめ、6月上旬開催予定の男女共同参画会議で御報告させていただきたいと思っております。

最後に事務局から報告があればお願いします。

○栗田総務課長 本日いただきました御意見を踏まえまして、会長と御相談の上、修正を

させていただきます、委員の皆様にお送りさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長 それでは、今年度の専門調査会での重点方針の検討はここまでということにさせていただきますと思います。

本日も天気が悪い中を御参加いただき、どうもありがとうございました。